

# 大阪市市税条例指定寄附金に関する事務手続きについて

大阪市 財政局

大阪市市税条例第 29 条の規定に基づき個人市民税の寄附金税額控除の対象として指定した寄附金又は金銭（指定寄附金等）を受領する法人又は団体におかれましては、本書をご一読いただき、下記のとおり、適切に事務を取り扱っていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 寄附金税額控除の適用者および控除額

指定寄附金等を支払った個人（以下「寄附者」といいます。）で、指定寄附金等を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在に大阪市にお住まいの方は、所得税の確定申告又は個人市民税の申告を行うことで、次の計算により、個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

$$\left( \text{指定寄附金等支払額}^* - 2 \text{ 千円} \right) \times 8\% = \text{寄附金税額控除額}$$

※総所得金額等の 30%が上限となります。

### 2 寄附者への周知事項

寄附者に対して、添付の「大阪市が条例で指定する法人等に寄附された方へ」により、次の事項を周知してください。

- (1) 所得税の寄附金控除と個人市民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。
- (2) 申告には、指定寄附金等の受領法人等が交付した寄附金受領証明書が必要であること。
- (3) 指定寄附金等を支払った年の翌年 1 月 1 日以前に、寄附者が大阪市外に転居した場合、転居先の都道府県・市区町村において貴法人・団体に対する寄附金が指定されていない場合、寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- (4) 寄附金を支払った日現在の住所地の都道府県・市区町村が貴法人・団体に対する寄附金を指定していない場合でも、寄附金を支払った年の翌年 1 月 1 日以前に大阪市に転居した場合は、個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

### 3 寄附者への寄附金受領証明書の交付

寄附者に対して、次の事項を記載した寄附金受領証明書を交付してください。

- (1) 指定寄附金等を受領した旨
- (2) 指定寄附金等の受領法人等の名称又は氏名
- (3) 指定寄附金等を支払った者の氏名及び住所
- (4) 指定寄附金等の額
- (5) 指定寄附金等を受領した年月日

### 4 寄附者名簿の作成・保存および本市への受領報告書の提出

大阪市にお住まいの寄附者がいる場合は、次の書類を翌年 3 月 15 日までに大阪市財政局税務部課税課（個人課税グループ）あて、電子メール又は郵送により提出してください。

※できる限りエクセル様式を使用のうえ、電子メールにより提出してください。

なお、大阪市にお住まいの寄附者がいない場合は、電子メール等によりその旨をご連絡ください。

- (1) 「寄附金税額控除に係る指定寄附金等の受領報告書」 第 12 号様式

寄附者の住所、氏名、寄附金額および受領年月日を記載して寄附者氏名の五十音順に作成  
※受領報告書（寄附者名簿）は、7 年間保存してください。

- (2) 事業を行ったことを証する書類

事業報告書や活動報告書等、寄附金を受領した年に事業を行ったことが確認できる書類

## 5 指定の有効期間の更新申請

指定の有効期間の満了の日以後も引き続き指定を受けられる場合は、指定の有効期間の満了の日の6月前から2月前の間に、指定の有効期間の更新申請が必要となりますので、申請期間内に、次の書類を大阪市財政局税務部課税課（個人課税グループ）あて、電子メール又は郵送により提出してください。

- (1) 「寄附金税額控除に係る指定の有効期間の更新申請書」 第10号様式
- (2) 所得税における寄附金控除の対象であることを証する書類（※1）
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 登記事項証明書（3か月以内に発行された最新内容の履歴事項全部証明書原本又は写し）
- (5) 市内に事務所又は事業所を有することを証する書類（※2）
- (6) 「寄附金税額控除の指定等に関する調査の同意及び宣誓について」（※3）
- (7) 市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行っていることを証する書類（※4）

※1 公益社団法人、公益財団法人、国立大学法人、公立大学法人、社会福祉法人は、登記事項証明書により確認できるため不要です。

※2 登記事項証明書で確認可能な場合は不要です。

※3 添付の役員名簿には、定款又は寄附行為に記載されている役員、法人又は団体の運営に参加していると認められる全ての方について記載してください。

※4 事業報告書や活動報告書等、事業を行っていることが確認できる書類

## 6 申請事項の異動届出

指定申請又は指定の有効期間の更新申請の事項に異動が生じた場合は、速やかに、「寄附金税額控除に係る指定の要件等の異動届出書」第11号様式を、大阪市財政局税務部課税課（個人課税グループ）あて、電子メール又は郵送により提出してください。

## 7 各種様式

各種様式・記載例については、大阪市ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

（大阪市ホームページ）「都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金について」

大阪市 条例指定寄附金 検索

（掲載場所）大阪市>くらし>税>市税について>個人市民税>個人市民税の概要>税額控除額の種類と計算>個人市・府民税の寄附金税額控除制度について>都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金について



## 8 提出先・お問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所6階）

大阪市財政局税務部課税課（個人課税グループ）

電話：06-6208-7751